

（農林水産委員会）

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）（衆議院提

出）要旨

本法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、平成二十九年三月三十一日をもつて失効する現行法の有効期限を更に五年延長し、平成三十四年三月三十一日までとするものである。